

〔様式例 2〕

液化石油ガス法 貯蔵施設（貯蔵能力 3,000kg未満）チェックリスト

技 術 上 の 基 準	法令等	措 置
<p>1 貯蔵施設は明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。</p> <p>① 次の事項を含むこと。 「L Pガス容器置場」、赤文字で「燃」と「火気厳禁」</p> <p>② 販売所から50m以上離れた貯蔵施設には、次の標識も掲げる。 販売所の名称及び所在地 容器置場等の管理者の氏名、電話番号</p>	<p>規14① 例 1</p>	<p>警戒標 「 」 「 」 「 」</p>
<p>2 貯蔵施設は、第一種保安物件に対して第一種施設距離以上、第二種保安物件に対して第二種施設距離以上の距離を有すること（施設付近の状況図に施設距離をコンパスで記入のこと。また施設距離は、原則として敷地内で確保すること－規則基本通達）</p>	<p>規14②</p>	<p>置場面積      m<sup>2</sup> (    ×    ) 第一種 第二種</p>
<p>3 障壁が必要な場合、障壁構造となっていること。</p> <p>① 厚さ15cmのコンクリートブロック、配筋9mm、縦横40cm間隔、高さ1.8m</p> <p>② 厚さ12cmの鉄筋コンクリート、配筋9mm、縦横40cm間隔、高さ1.8m</p> <p>③ 厚さ3.2mmの鉄板、30×30mmの等辺山形鋼を縦横40cm間隔に溶接高さ1.8m</p> <p>④ 厚さ6mmの鉄板、30×30mmの等辺山形鋼を縦横1.8m間隔に溶接高さ1.8m</p>	<p>規14③ 例 2</p>	<p>材質 厚さ 高さ 配筋 補強</p>
<p>4 充填容器に係る貯蔵施設には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けること。</p> <p>① 屋根組は鋼材を使用し、柱又は障壁に堅固に固定すること。</p> <p>② 屋根材は、石綿スレート、薄鉄板、アルミニウム板、これらと同等以上の強度・同等以下の重量のもの。採光用として面積の1/4以下に、繊維入り補強プラスチック、網入りガラス可。</p>	<p>規14④ 例 3</p>	<p>材料 材料 材料 採光構造</p>
<p>5 貯蔵施設は、当該ガスが漏洩したとき滞留しない構造とすること。</p> <p>① 換気口は床面に接し、容器置場面積×300cm<sup>2</sup>以上、2方向以上</p> <p>② 強制換気方式でもよい。</p>	<p>規14⑤ 例 4</p>	<p>必要面積＝ 設置面積＝</p>
<p>6 貯蔵施設には消火設備を設けること（面積50m<sup>2</sup>につきA－4又はB－10相当の消火器1個、最低限2個）。</p>	<p>規14⑥ 例 5</p>	<p>消火剤 施設面積÷50m<sup>2</sup>＝      個 設置個数      個</p>
<p>7 販売所と貯蔵所の敷地を異にする場合、次の要件に適合する販売所から5km以内に設置されるものであること。</p> <p>① 通常の状態において10分以内に到着できる車両を有している。</p> <p>② 要件に適合する管理人が貯蔵施設に常駐している又はさく、へいを設け施錠等により関係者以外の者が容易に立ち入らないようにしている（要件：実務経験かつ所定の講習を修了している）。</p> <p>③ 共同の施設の場合、占有する範囲が明確に区分され、必要な器具等は専用のものを備えている。</p> <p>④ 共同の施設の場合、賃貸借契約等によって管理責任が明確になっている。</p>	<p>通達 則11関 係</p>	<p>距離 所要時間 措置状況</p>
<p>8 2以上の販売所で一つの貯蔵施設を共用する場合、面積は3m<sup>2</sup>に販売所の数を乗じたものを下回ってはならないこと。</p>		<p>販売所数×3m<sup>2</sup> 施設面積</p>

〔凡例〕 規－液化石油ガス法施行規則 例－例示基準